

ボランティア清掃をしていただく皆様へ

木更津市環境部 資源循環推進課 まち美化係

### ボランティア清掃におけるごみ袋配布及び回収について（お願い）

日頃から、本市の環境行政にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
個人・自治会・各団体の皆様において、公共の場所を清掃していただく場合、清掃場所等の担当課において、ごみ袋配布及びごみ回収を行っております。

資源循環推進課では、主に道路における散乱ごみ（燃やせるごみ及び燃やせないごみ）収集用に公共用ごみ袋を配布し、地域のごみステーションに集積していただき通常のごみ回収の収集日に併せて回収を行っております。

上記のごみも含めた道路や公園に関する清掃についての担当課は以下のとおりです。

#### 【 清掃場所等による担当課（連絡先） 】

清掃場所	ごみ等種類	ごみ袋等配布課	ごみ等回収課
市道	散乱ごみ (燃やせるごみ)	資源循環推進課	資源循環推進課 (ごみステーション回収)
	散乱ごみ (燃やせないごみ)		
	粗大ごみ	袋の配布なし	管理用地課
	汚泥	土木課	土木課
	雑草・木・枝・落葉		
公園	散乱ごみ (燃やせるごみ)	市街地整備課	市街地整備課
	散乱ごみ (燃やせないごみ)		
	粗大ごみ	袋の配布なし	
	汚泥	市街地整備課	
	雑草・木・枝・落葉		

※ ごみ袋種類（燃やせるごみ、燃やせないごみ、各2種類あります。）

○燃やせるごみ専用袋＝ボランティア清掃袋（黄色袋）、公共用ごみ袋（赤字白色袋）

○燃やせないごみ専用袋＝ボランティア清掃袋（緑色）、公共用ごみ袋（青字透明袋）

○雑草用ごみ袋＝70リットル透明袋



## 【 清掃時の留意事項 】

- 1 自治会等の団体で行う場合は、清掃予定日、場所を事前に各担当課にご連絡ください。なお、雑草・雑木・枝・落葉（以下「雑草等」）及び土のう袋については、事前連絡時に、清掃実施有無、利用袋、集積場所、回収日程等について相談してください。
- 2 団体・個人を問わず、清掃終了後、燃やせるごみ専用袋・燃やせないごみ専用袋が、各々10袋以内であれば、該当するごみの定期収集日にごみステーションに出してください。  
燃やせるごみ専用袋・燃やせないごみ専用袋が各々10袋より多い場合は、複数のごみステーションに分散して出すようお願いいたします。
- 3 ペットボトルは燃やせるごみ専用袋、瓶・缶は燃やせないごみ専用袋に入れてください。
- 4 燃やせるごみ専用袋、燃やせないごみ専用袋、雑草用ごみ袋（70ℓ透明袋）、土のう袋には、用途外のごみを入れないでください。  
集積時は、種類毎に集積してください。用途外のものが含まれている場合は、回収されない場合があります。
- 5 粗大ごみやクリーンセンターで処理できないもの、例えば冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機、タイヤ、バッテリー、消火器等は不法投棄として扱いますので、集めないで発見した場所を資源循環推進課までご連絡ください。
- 6 燃やせるごみ専用袋と雑草用（70ℓ透明袋）ごみ袋は異なった袋を配布しています。燃やせるごみ専用袋に雑草等を入れないでください。
- 7 公園担当は市街地整備課になりますので、公園を清掃する場合は、市街地整備課に事前にお問合せください。  
なお、市街地整備課から自治会に対し公園清掃等実施のための補助金を支給している場合は、資源循環推進課では公共用ごみ袋等の配布はしておりませんので、市街地整備課にお問合せをお願いします。
- 8 毎年5月下旬に実施する市内一斉ゴミゼロ運動では、袋の配布や回収が本書と異なる場合があります。
- 9 民地および地区で管理している集会所や公会堂等は、ボランティア清掃の対象ではありません。個人または地区で処理してください。
- 10 各担当課の連絡先は以下のとおりです。

(1)	資源循環推進課	まち美化係	0 4 3 8 ( 3 6 ) 1 1 3 3
(2)	土 木 課	維持補修係	0 4 3 8 ( 2 3 ) 8 4 0 6
(3)	市街地整備課	公 園 係	0 4 3 8 ( 2 3 ) 8 4 6 7
(4)	管理用地課	管 理 係	0 4 3 8 ( 2 3 ) 8 1 7 7

